

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
重要事項説明書**

24時間定期巡回訪問サービスブルースター野幌

ブルー・ケア株式会社

説明日：

事業者は契約の締結に当たり、下記の重要事項説明書により説明を行いました。

説明者：

利用者及び連帯保証人は、契約の締結に当たり、下記の重要事項説明書により説明を受け、その内容に同意の上、交付を受けました。

利用者：

連帯保証人：

作成日： 2025年3月25日 時点

1.事業主体の概要

法人名	ブルー・ケア株式会社
代表者名	代表取締役 金子 洋文
法人所在地	札幌市中央区北11条西24丁目1番20号
電話番号	011-215-8940
FAX番号	011-215-8941

2.事業所の概要

事業類型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
事業所名	24時間定期巡回訪問サービスブルースター野幌
事業所所在地	北海道江別市野幌末広町39-1
電話番号	011-807-7625
FAX番号	011-807-7626
管理者名	藤永雄真
指定番号	0191000538 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
開設年月日	2019年10月1
通常の実施地域	江別市近郊
営業日・営業時間	営業日：365日 営業時間：24時間
サービス提供可能日	24時間365日

3.事業の目的と運営方針

事業の目的	適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所オペレーター（介護福祉士等）、計画作成責任者、介護福祉士又は訪問介護養成研修の終了者が、要介護状態となったご利用者に対し、適正な定期巡回・随時対応型 訪問介護看護を提供することを目的とする。
運営方針	従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の特性を踏まえ、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他利用者が安心して居宅において生活できるようにするための援助を行い、利用者の生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス

	定期巡回サービス	事業所の訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話をを行います。
	随時対応サービス	事業所が予め利用者の心身状況等を把握したうえで、オペレーターがご利用者又はそのご家族からの通報内容等を基に、相談援助、訪問介護員等の訪問、連携先の看護師等による対応の要否等を判断するとともに、救急車の出動要請やご家族への連絡等必要な手配を行います。
	随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等がご利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話をを行います。
	訪問看護サービス	連携先の事業所の看護師等がご利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は診療の補助を行います。

※具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、定期巡回サービス計画（ケアプラン）に沿って、定期巡回サービス計画にて定めます。

4.職員体制

	従業員数	備考
管理者	1人	
計画作成責任者	1人以上	
介護職員	13人以上	兼務を含む
看護職員	0人以上	メディカルライブラリ野幌と連携

5.利用料金

	料金項目	利用料金	
月額利用料	キャンセル料	サービス利用日の前日までに連絡頂いた場合	無料
		サービス利用日の当日に連絡頂いた場合	有料
	通常のサービス提供 地域以外の交通費	片道10km未満	1kmあたり20円/回
		片道10km以上	1kmあたり20円/回

※利用者がサービスのキャンセルを希望する場合は、速やかに下記窓口までご連絡下さい。

24時間定期巡回訪問サービスプルースター野幌	電話番号： 011-807-7625
------------------------	--------------------

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない理由がある場合は、変更を行う1ヶ月前までに説明をした上で、利用料金の変更を行うことがあります。

6.介護保険利用料金

※その他（1単位＝10円）

介護保険 報酬項目	単位数	自己負担額			
		1割負担	2割負担	3割負担	
■(I)一体型（基本部分）					
介護・看護 利用者	要介護1	7946単位・1ヶ月	7,946円	15,892円	23,838円
	要介護2	12413単位・1ヶ月	12,413円	24,826円	37,239円
	要介護3	18948単位・1ヶ月	18,948円	37,896円	56,844円
	要介護4	23358単位・1ヶ月	23,358円	46,716円	70,074円
	要介護5	28298単位・1ヶ月	28,298円	56,596円	84,894円
介護 利用者	要介護1	5446単位・1ヶ月	5,446円	10,892円	16,338円
	要介護2	9720単位・1ヶ月	9,720円	19,440円	29,160円
	要介護3	16140単位・1ヶ月	16,140円	32,280円	48,420円
	要介護4	20417単位・1ヶ月	20,417円	40,834円	61,251円
	要介護5	24692単位・1ヶ月	24,692円	49,384円	74,076円
■(II)連携型（基本部分）					
要介護1	5446単位・1ヶ月	5,446円	10,892円	16,338円	
要介護2	9720単位・1ヶ月	9,720円	19,440円	29,160円	
要介護3	16140単位・1ヶ月	16,140円	32,280円	48,420円	
要介護4	20417単位・1ヶ月	20,417円	40,834円	61,251円	
要介護5	24692単位・1ヶ月	24,692円	49,384円	74,076円	

■(Ⅲ)夜間訪問型 (基本部分)					
【定額】基本夜間訪問サービス費	989単位・1ヶ月	989円	1,978円	2,967円	
【出来高】定期巡回サービス費	372単位・1回	372円	744円	1,116円	
【出来高】随時訪問サービス費Ⅰ	567単位・1回	567円	1,134円	1,701円	
【出来高】随時訪問サービス費Ⅱ	764単位・1回	764円	1,528円	2,292円	
■加算関連					
初期加算	30単位・1日	30円	60円	90円	
緊急時訪問介護加算Ⅰ	325単位・1ヶ月	325円	650円	975円	
緊急時訪問介護加算Ⅱ	315単位・1ヶ月	315円	630円	945円	
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位・1ヶ月	100円	200円	300円	
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位・1ヶ月	200円	400円	600円	
口腔連携強化加算	50単位・1回	50円	100円	150円	
一体型	認知症専門ケア加算Ⅰ	90単位・1ヶ月	90円	180円	270円
連携型	認知症専門ケア加算Ⅱ	120単位・1ヶ月	120円	240円	360円
夜間	認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位・1日	3円	6円	9円
訪問型	認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位・1日	4円	8円	12円
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1200単位・1ヶ月	1,200円	2,400円	3,600円	
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800単位・1ヶ月	800円	1,600円	2,400円	
ターミナルケア加算	2500単位・死亡月	2,500円	5,000円	7,500円	
退院時共同指導加算	600単位・1回	600円	1,200円	1,800円	
特別管理加算Ⅰ	500単位・1ヶ月	500円	1,000円	1,500円	
特別管理加算Ⅱ	250単位・1ヶ月	250円	500円	750円	
一体型	サービス提供体制強化加算Ⅰ	750単位・1ヶ月	750円	1,500円	2,250円
連携型	サービス提供体制強化加算Ⅱ	640単位・1ヶ月	640円	1,280円	1,920円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	350単位・1ヶ月	350円	700円	1,050円
夜間	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位・1回	22円	44円	66円
訪問型	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位・1回	18円	36円	54円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位・1回	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に加算率	22.4%	を乗じた単位数		
■減算関連					
一体型	同一建物減算Ⅰ	600単位・1ヶ月	600円	1,200円	1,800円
連携型	同一建物減算Ⅱ	900単位・1ヶ月	900円	1,800円	2,700円
夜間	同一建物減算Ⅰ	基本部分・単位数を 90% に減算			
訪問型	同一建物減算Ⅱ	基本部分・単位数を 85% に減算			
同一建物減算(准看護師が訪問する場合)		基本部分・単位数を 98% に減算			
通所利用減算(Ⅰ) 一体型					
介護・看護 利用者	要介護1	91単位・1日	91円	182円	273円
	要介護2	141単位・1日	141円	282円	423円
	要介護3	216単位・1日	216円	432円	648円
	要介護4	266単位・1日	266円	532円	798円
	要介護5	322単位・1日	322円	644円	966円
介護 利用者	要介護1	62単位・1日	62円	124円	186円
	要介護2	111単位・1日	111円	222円	333円
	要介護3	184単位・1日	184円	368円	552円
	要介護4	233単位・1日	233円	466円	699円
	要介護5	281単位・1日	281円	562円	843円
通所利用減算(Ⅱ) 連携型					
要介護1	62単位・1日	62円	124円	186円	
要介護2	111単位・1日	111円	222円	333円	
要介護3	184単位・1日	184円	368円	552円	
要介護4	233単位・1日	233円	466円	699円	
要介護5	281単位・1日	281円	562円	843円	

※日割りの場合÷30.4日

※介護保険改定又は負担割合により給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※介護保険給付の支給限度額を超えるサービス提供を行う場合は、サービス料金の全額(10割)をご負担いただきます。

※原則、口座振替によるお支払いをお願い致します。振込でのお支払となる場合は、毎月月末までに下記の口座までお振込み下さい。お振込み手数料は、ご利用者様にてご負担いただきます。

みずほ銀行 新橋支店 普通預金 4066705
ブルー・ケア株式会社 代表取締役 金子洋文

7.緊急時の対応

緊急時の対応	サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。
--------	---

8.非常災害時の対応

災害発生時の対応	災害対策マニュアルに沿って対応
----------	-----------------

9.事故発生時の対応

事故発生時の対応	事業者が利用者に対し本サービス提供時に事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
----------	--

10.秘密保持と個人情報の取り扱い

秘密保持と個人情報の保護	サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。
--------------	--

11.虐待防止

虐待防止の責任者	藤永 雄真
虐待防止の措置	(1)虐待防止に関する責任者を選定します。 (2)成年後見制度の利用を支援します。 (3)苦情解決体制を整備しています。 (4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
虐待等事案が発生した場合の対応	事業者は、サービス提供中に当該施設職員又は入居者の家族等から、虐待を受けたと思われる事案が確認された場合は、速やかに管轄する市町村に通報するものとします。

12.苦情・相談窓口

苦情・相談窓口	担当者	藤永 雄真
	利用時間	平日 8:30~17:30 電話番号 011-807-7625 FAX番号 011-807-7626
	苦情に対する対応	直接窓口にて受付いたします。担当者が不在の場合は、担当者に引き継ぎ、後日回答となる場合があります。申し出いただいた事項は、迅速かつ適切に対応するよう努めます。
公的機関窓口	公的機関名	北海道福祉サービス運営適正化委員会
	利用時間	平日 8:45~17:15
	電話番号	011-204-6310

公的機関窓口	公的機関名	北海道国民健康保険団体連合会
	利用時間	平日 9:00~17:00
	電話番号	011-231-5151
公的機関窓口	公的機関名	江別市役所 健康福祉部 介護保険課
	利用時間	平日 8:45~17:15
	電話番号	011-381-1067

13.身体拘束等

身体拘束に対する方針	利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
やむを得ず身体拘束を行う場合の対応	<p>やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に利用者等に対し以下の事項を連絡し同意を得るものとします。</p> <p>① やむを得ず身体的拘束を行う理由</p> <p>② 身体的拘束の方法・内容</p> <p>③ 身体的拘束の開始日時、終了予定日時、終了日時</p>
記録について	<p>期間中の利用者の状況をサービスの提供記録に記載します。</p> <p>〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉</p> <p>①徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける。</p> <p>⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような車椅子を使用する。</p> <p>⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>

14.損害賠償

損害賠償責任保険	施設賠償責任保険 加入 東京海上日動火災保険・超ビジネス保険（事業活動包括保険）
損害賠償の対象	サービス提供中に事業者の責めに帰すべき事由により発生した事故に伴い、利用者が被った生命、身体、財産に対する損害。 但し、不可抗力による場合、利用者に故意又は過失がある場合は、賠償額を減額されることがあります。

15.第三者評価

実施の有無	なし
直近の実施年月日	
評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

16.その他留意点

- (1) 訪問介護員・訪問看護員について
サービス提供には、複数の訪問介護員が交替してサービス提供するため、特定の訪問介護員・訪問看護員の指名をすることはできませんが、サービス内容についてお気づきの点や、ご要望は相談窓口までご相談下さい。
- (2) サービス内容の変更
訪問時に、利用者の体調等の理由で定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- (3) 訪問介護員・訪問看護員の禁止行為
訪問介護員・訪問看護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。
 - ①ご契約者本人の援助に該当しないもの
ご契約者本人が使用する居室以外の居室の掃除、来客の応対（お茶の手配等）、自家用車の洗車等やご契約者の家族等に対するサービスの提供
 - ②日常生活の援助に該当しないもの
庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等
 - ③医療行為
 - ④利用者及びご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
 - ⑤利用者若しくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
 - ⑥飲酒・喫煙及び飲食
 - ⑦その他利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為